湖北地域消防組合監査委員告示第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和８年３月２日

湖北地域消防組合

監査委員　西岡　末雄

監査委員　藤田　正雄

１．監査の概要

（１）監査対象　湖北地域消防組合（消防本部）

（２）対象期間　令和７年４月１日から令和７年１２月３１日

（３）監査内容　令和７年度財務に関する事務執行、経営に係る事業管理

２．監査実施日　　令和８年２月１３日（金）

３．監査の方法　　関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存、会計経理の適正、各種事業効果について、関係帳票・証拠書類等を抽出調査するとともに、関係者から説明を求め実施した。

４．監査の結果　　各所管の事務処理及び証拠書類等は的確に整備されている。また予算管理及び予算執行についても、適正に処理されていると認められた。